

移住・定住・子育て支援

市では、移住定住の促進と子育て環境の充実を目的として、仕事、住まい、子育てなどに関するさまざまな支援を行っており、今回はその一部を紹介いたします。また、市では移住を希望される方の相談に応じています。お知り合いに移住を考えている方がいましたら、ぜひご紹介ください。



U・I・Jターン新規就業支援事業

東京圏からのU・I・Jターンにより三笠市に移住して就業し、対象要件を満たす方に、移住支援金を交付します。

【対象】直近10年のうち連続して1年以上かつ通算5年以上東京23区内などに在住または通勤・通学していた方で、三笠市に入し、5年以上継続して居住する意思のある方のうち次のいずれかに該当する場合

- 北海道が開設するマッチングサイトに掲載されている求人にて新規就業した場合
- 移住元要件を満たす方が、プロフェッショナル人材事業などを活用し企業へ就業する場合
- 東京圏在住の会社員が本人の意志により地方に移住し、引き続き

業務をテレワークで実施する場合

- 1年以内に地域課題解決型起業支援事業費補助金の交付決定を受けている場合
- 過去、三笠市で移住相談または移住経験のある方で、関係人口として農林水産業に就業する場合 ※このほかにも要件がありますので、詳しくは問い合わせください。

【助成内容】支援対象者に対し、移住するために必要となる経費として次の金額を支給します。

- ▼単身での移住：60万円
- ▼世帯での移住：100万円
- ▼18歳未満世帯員への加算：1人100万円

【申請方法】転入後1年以内に申請が必要となります。詳しくは問い合わせください。

【申請・問合せ先】企画調整課定住対策係 ②3182

遠距離通勤助成事業

通勤しやすい環境を創出するため、遠距離通勤されている方に通勤費用の一部を助成します。

【対象】遠距離通勤されている方

▼対象外市町村：三笠市、岩見沢市、美瑛市、月形町、新篠津村、奈井江町、栗山町、浦臼町、南幌町、砂川市

【助成内容】

- ▼交付金額：月額1万円を上限として『みかさ共通商品券』で交付します。
- ▼交付時期：翌年度の5月に一括して交付します。

【申請・問合せ先】企画調整課定住対策係 ②3182



結婚新生活支援事業

若者の結婚を応援して、新居の住宅取得費用などを助成します。

【対象】令和8年1月1日から令和9年3月31日までの間に婚姻し、夫婦ともに婚姻日の年齢が39歳以下で世帯の所得が500万円未満であることなど

【助成内容】

- ▼対象費用：新居の住宅取得費用、住宅リフォーム費用、住宅賃借費用、引越費用
- ▼交付金額
- 夫婦ともに39歳以下：上限30万円
- 夫婦ともに29歳以下：上限60万円

【申請・問合せ先】企画調整課定住対策係 ②3182

シングルマザーの資格取得サポート

高等職業訓練促進給付金を活用して修学される母子世帯の方に通学費などを助成しています。

【対象】次のすべてに該当する方

- 高等職業訓練促進給付金の受給対象者で母子世帯の方
- 市内在住(転入者を含む)

■高等職業訓練促進給付金とは

ひとり親家庭の母または父が、看護師、保育士または介護福祉士などの資格取得のため、1年以上養成機関で修業する場合に、修業期間中の生活の負担軽減のために支給される給付金です。

【助成内容】

- ▼就学準備金助成：5万円
- ▼通学費助成：実費相当額
- ▼引越費用助成(転入者に限る)：上限5万円

【移住相談の問合せ先】
企画調整課定住対策係
TEL ②3182

- ▼家賃助成(市営住宅に入居された場合に限る)：実費相当額
- 【申請・問合先】ふれあい健康センター内こども家庭センターⅧ ③2010

住宅のリフォーム費用の一部助成

住宅のリフォームに対し、工事費の一部を助成します。助成を希望される方は市内施工業者を通じて着工前に申請してください。受け付けは先着順で、予算額に達した時点で終了となります。

▼年度内の限度額とし、過去にリフォーム助成を受けた世帯も利用可能となります。

- ▼市内に本社や営業所のある法人または市内で営業する個人の施工業者が行う工事
- ▼建築後5年以上を経過した、市内の自己所有で居住中の住宅
- ※解体工事は、居住されていないなくても可
- ▼住宅所在地に住所があり、市税などを滞納されていない方(入居者全員)

- 【助成内容】
- ▼助成金額
- ①住宅の増築や改修工事、外構

工事：工事費の10%以内(上限30万円)

- ②住宅の耐震改修工事：工事費の25%以内(上限50万円)
- ③ブロック塀の耐震診断、除却、建替、改修：工事費の3分の2以内(上限50万円)

④住宅の耐震診断：対象経費の3分の2以内(上限4万円)

⑤住宅の解体工事：工事費の20%以内(上限20万円)

⑥太陽光発電システムの設置工事：工事費の10%以内(上限20万円)

※助成金額のうち、半額(上限15万円)を『みかさ共通商品券』で交付し、残りの金額を現金で交付します。

※北海道が実施する「住まいのゼロカーボン化推進事業」に該当する工事については、助成額が増額となります。

- 【申請・問合先】三笠建設協会Ⅷ
- ②2151(祝日を除く毎週木曜日/午前9時~午後4時)
- ※相談は建設課住宅係(Ⅷ)③998)でも可



住宅建築など費用の一部助成

住宅の新築や中古住宅の購入に対して、費用の一部を助成します。なお、申請期限は住宅の登記などが完了してから6カ月以内です。

【対象】

▼新築住宅は床面積70㎡以上
中古住宅は床面積50㎡以上であること

▼中古住宅は、購入費用が100万円以上、3親等以外の者からの購入であること

▼住宅所在地に住所があり、市税などを滞納されていない方(入居者全員)

- 【助成内容】
- ▼助成金額
- ①新築住宅(転入者、市内業者)：150万円
- ②新築住宅(転入者、市外業者)：100万円
- ③新築住宅(市民、市内業者)：100万円
- ④新築住宅(市民、市外業者)：70万円
- ⑤中古住宅：購入金額の10%以内(上限50万円)

※市内に父母、祖父母などの3世代がいる場合は、基本助成額に対し、10分の2の加算を行います。

アパートなどの家賃の一部助成

転入した方や婚姻した市民の方に対して、賃貸住宅の家賃の一部を助成します。なお、申請期限は助成対象月の末日から6カ月以内です。

【対象】

▼单身世帯：満40歳未満の単身で職業を有する世帯

▼若者世帯：夫婦のいずれかが満40歳未満の世帯または中学生までの子と同居し扶養している世帯

▼賃貸住宅所在地に住所があり、市税などを滞納されていない方(入居者全員)

- 【助成内容】
- ①家賃から、勤務先で支給される住宅手当を控除した額の2分の1の額
- ②助成限度額
- ▼单身世帯は3カ月あたり6万円を限度とし3年間
- ▼若者世帯は3カ月あたり9万円を限度とし5年間または子が中学校を卒業するまで

※助成金額のすべてを『みかさ共通商品券』で交付します。

【申請・問合先】建設課住宅係Ⅷ ③998

